

議提議案第 号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成三十一年 月 日

提出者

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 } 8 (略)</p> <p>9 平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、五万千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 } 8 (略)</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。